

みえ森と緑の県民税市町交付金事業

絵本作家 あべ弘士さんの講演会などを開催

図書館では、絵本作家のあべ弘士さんをお迎えし、動物や自然とのかかわりから身近な自然の大切さ、また命の尊さについて考える講演会およびダンボールクラフトのワークショップを開催します。

参加を希望される方は、鶴殿図書館まで電話にて申し込んでください。



profile

絵本作家 **あべ弘士** さん

旭山動物園の飼育員として25年間勤務後、絵本作家となる。「あらしのよるに」で講談社出版文化賞、「宮沢賢治「旭川」より」で産経児童出版文化賞美術賞など多数受賞。

◆講演会

【日時】2月10日（土）午後2時～4時

【場所】まなびの郷 研修室

【対象】小学生以上

【定員】先着90名

◆ワークショップ ～ダンボールクラフト～

【日時】2月10日（土）午前10時～12時

【場所】まなびの郷 多目的ホール

【対象】5歳～小学生（3年生以下は保護者同伴）

【定員】先着20名

▶詳しくは、鶴殿図書館（☎32-4646）までお問い合わせください。

自殺対策強化事業

こころの健康づくり講演会を開催

町では、人がいきいきと自分らしく生きるために重要であるこころの健康づくりを目的に、医師によるこころの健康づくり講演会を開催します。

「人とのつながりと健康との関係 - 認知症、うつ、がんとその予防」というテーマで医師の視点から、人とのつながりが、こころと身体の健康に与える影響について講演します。

どうぞお気軽にご参加ください。

【講師】NPO「こころっコロ」所属 齋藤暢是 医師

【日時】2月17日（土）午前10時～11時30分
受付 午前9時30分～

【場所】保健センター 2階活性化ホール

【申込】保健センターに電話にて申し込み

【参加費】無料

▶詳しくは、保健センター（☎32-3700）までお問い合わせください。

いつまでもいきいきと元気に暮らせるように

介護予防事業講演会を開催

町では、介護予防を通じた地域づくりを進めるため、次のとおり講演会を開催します。

介護予防をすすめていくことで、本人だけでなく、周りも元気になり、地域も元気になっていきます。お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

【日時】2月15日（木）午後1時30分～3時

【場所】まなびの郷

【内容】

① 講演「介護予防による地域づくりのすすめ」

② いきいき百歳体操の実践

【参加費】無料

【持ち物】動きやすい服装、水分

【申込】地域包括支援センターに電話にて申し込み

▶詳しくは、地域包括支援センター（☎33-0175）までお問い合わせください。



あなたの撮った写真を紀宝町のホームページに掲載！

紀宝町のトップページをみんなで作りませんか？

町では、3月にリニューアルを予定している紀宝町のホームページに、みなさんがInstagramに投稿した写真を掲載したいと考えています。

紀宝町で撮影した四季折々の風景や、印象深い景色、笑顔の写真など、紀宝町の魅力が伝わる写真をどんどん投稿してください。投稿された写真を組み合わせて紀宝町のトップ画像に掲載します。

【投稿方法】

Instagramで「#きぼうのたまご」を付けて投稿

【掲載箇所】

紀宝町ホームページトップ画面
※写真の入れ替えは不定期に行います。また、投稿された写真全てを掲載するわけではありません。

【条件】紀宝町内で撮影した風景・人物など

【注意点】

- ① 人物の写真の場合には、被写体の方に了解を得るなど、他者の権利を含む著作権を使用する場合は必ず権利者の承諾を得てください。投稿作品に対して第三者から権利侵害等の申し入れがあった場合は、投稿者がすべての責任を負うものとします。
 - ② 商品のセール情報など、過剰に広告をしているものは投稿できません。
 - ③ 立ち入り禁止場所、撮影禁止場所で撮影した写真、法律や公共ルールに違反し撮影したものは投稿できません。
 - ④ ソフトウェアなどを利用して、撮影時の状況と大幅に異なるような加工を行ったものは投稿できません。
 - ⑤ 投稿にあたり個人情報には十分配慮してください。
 - ⑥ 上記のほか、掲載にあたり不適切と判断された写真は確認したい速やかに削除します。
- ▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。



紀宝町ホームページ（リニューアルイメージ）

水道料金が大幅に増えたりしていませんか？

ご家庭で漏水のチェックができます

水道料金が前月より大幅に増えた場合には、漏水している可能性があります。ご家庭でできる簡単な漏水チェック方法がありますので、ぜひ一度確認してみてください。

- ① 家の中の蛇口を全て閉めて、水道水が使用されていないのを確認する。
- ② その状態でご家庭にある水道メーターの円盤（パイロットマーク）のような形をした箇所が動いていれば漏水しています。→正常なら動きません。

もし漏水していたら、町が指定しているお近くの水道工事店に修理を依頼してください。また、修理後は減額申請を提出していただくことにより、直近の4か月を減額対象期間として、うち漏水量の多い最大3か月分を減額して還付します。（個人で修理した場合は減額の対象にはなりません）

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0343）までお問い合わせください。

